

ときの話題

「住専問題」から「農協改革」へ

北海道大学農学部

教授 太原高昭

住専七社の債務をひきつぐ「住宅金融債権管理機構」が七月末に発足し、住専問題もようやく一応の決着を迎えた。系統農協はこの管理機構に五、二〇〇億円を「贈与」し、さらに追加拠出として一、五〇〇億円の支出が決まっている。

このズシリと重い経済負担だけでなく、マスコミ報道の相も変わらぬ農協たたきの論調によって農協が住専問題で負った傷は深い。そこに農政審議会が集中的に農協問題について審議した報告書が、「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革方向」としてまとめられ、これもマスコミで大きく取り上げられた。

「ここまで経過を表面的にみて

いると、農協が住専問題で大きな間違いを犯し、その原因が農協の事業・組織の在り方に内在している、だから改革が必要なのだと云う受け取り方をされかねない。それでも住専問題の教訓を正しく受け継ぐことはならないだろう。

☆ ☆ ☆

住専はもともと大銀行の子会社として生まれたものであり、最初から田体行がその経営権を握っていた。大銀行は企業むけの大口融資を中心業務とし、個人への小口融資である住宅金融のために別働隊として住専各社がつくられたのである。

ところが高度成長の中で企業は膨大な内部留保をもち、銀行に頼らずに自己金融を行うようになつた。こうなると小口でも確実な住宅金融は大銀行にとつても魅力的な貸付先となり、田体行が住専の分野に進出するようになつた。顧客を奪われた住専は次第にリスクの大きい不動産貸付に重点を置くようになる。そしてバブル崩壊が膨大な不良債権を残した。

ここから田体行の逃げ出し作戦が始まる。銀行はまず住専から資金を引き上げ、そのアナを農林系資金で埋めようともぐろんだ。途中で危険を感じた農林系が貸付金を引き上げようとするが銀行、大臣省、農水省が急書や誓約書を乱

発して押さえにかかつた。中金や信連はだまされた責任はあるが、この問題では明らかに被害者の立場にある。

☆ ☆ ☆



いづして農林系は住専への最大の貸手とされたが、住専の経営破綻が明らかになつた段階で田体行の取つた戦略は「貸手責任論」のキャンペーンであつた。貸手が貸

▶ 太田原 高昭
(おおたはら たかあき)さん

〔主要著書〕
「地域農業と農協」
(昭和54年 日本経済評論社)。

「明日の農協」

(竹内哲夫教授と共に 昭和61年)

それに乗つたのがマスコミである。六、八五〇億円の税金の投入は「農協救済」のためであるといふ論調は明らかに「貸手責任論」に拠るものであつた。

☆ ☆ ☆

▶ 太田原 高昭
(おおたはら たかあき)さん

福島県会津若松市生まれ。
北海道大学農学部(農業経済学科)卒業。
同大学院博士課程単位取得。
北星学園大学経済学部勤務。
昭和46年 北海道大学農学部勤務。
昭和52年 農学博士。
平成2年 北海道大学農学部教授。
(協同組合学講座担当)
(平成4年 北海道大学図書刊行会)。

出額に応じて損失を負担しようとするわけであるから、田体行の責任は棚上げされ、被害者である農林系が最大の負担をおわなければならぬことになる。

大蔵省は監督官庁として、このような□をシロと言いくるめる言動を許さず、田体行責任を追及すべきであつたろう。しかし大蔵省は銀行を説得できず足りない分を国庫負担する方針をとつた。しかもその根拠を明確にせず、またかも農協が負担すべき額の肩代わりであるような表現で銀行側と口をそろえた。

それに乗つたのがマスコミである。六、八五〇億円の税金の投入は「農協救済」のためであるといふ論調は明らかに「貸手責任論」に拠るものであつた。

農政審の農協改革答申はこのよくな流れに乗るものであるが、内容的には新しさはない。系統農協が以前から掲げている農協合併と連合会統合の方針を追認したにすぎないといえよう。しかし連合会統合による中央集権化は住専問題の教訓と逆行しているようにも思える(答申の目玉とされる実務家の登用についても、そもそも金融のプロが間違いを犯したツケを農協にもつて来たのが住専問題ではないかという反論も成り立つ)。

政党では新進党が「貸手責任論」に乗つた。共産党が徹底した田体行責任論に立つたが、自民党と連立与党はおむね折衷論であったとしてよいだろう。国会論議の中

で「貸手責任論」は次第に論拠を失い、そのためには新進党は政治的に大きな打撃を受けるのだが、最終的には「金融システムを守れ」といった折衷論で收拾がはかられたため田体行責任論が勝利したともいえない。このあいまいさが、「貸手責任論」の破綻にもかかわらず「農協救済論」をなんとなく生き残らせるこになつたといえよう。